



# 鳥取県公報

平成13年7月17日(火)  
号外第83号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 鳥取県男女共同参画計画(439)(男女共同参画推進課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第439号

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)第8条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県男女共同参画計画を策定したので、告示する。

平成13年7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県男女共同参画計画

#### 1 はじめに

平成12年12月に議員提案によって制定された鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)に基づいて策定されるこの計画が、男女共同参画を総合的かつ具体的に推進していくためのものになるよう男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)及び同法に基づいて策定された国の男女共同参画基本計画も念頭に置き、計画の体系を基本テーマ、重点目標及び具体的取組とした。

基本テーマは、固定的性別役割分担意識を解消し、及び女性に対する暴力等男女共同参画を阻害する要因を排除するための教育、学習及び施策の推進、現状を改善し、実効のある積極的改善措置も含めた制度、条件等の整備並びに家庭生活と職業生活その他の社会活動の両立等多様な生き方が選択できる社会の実現の3項目とした。

重点目標は、従来から推進している法制度の整備に比べ遅れている意識面等(家庭、地域及び職場における男女の固定的な役割分担意識等)の改革、政策決定等への男女共同参画等に、新たな目標を加えて12項目とした。

新たな目標としては、男女共同参画基本計画にもある<sup>(注)</sup>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」に関する意識の浸透等生涯にわたる女性の主体的な健康保持に対する支援や女性に対するあらゆる暴力の根絶等を盛り込むこととしている。

(注) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは、生涯にわたり自分の身体の性と生殖に関することについて、いつ何人子供を産むか産まないか等を含めて一人の人間として自己決定を行い、健康を享受することを尊重することを基本的人権の一つとして位置付ける理念をいう。以下同じ。

#### 2 計画の性格と役割

(1) 男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものである。

- (2) 各種計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的取組の方向と具体的施策を示し、男女共同参画社会の形成を推進するための県民の指針となる行動計画である。
- (3) 市町村に対しては、この計画の趣旨に沿った行動計画又は施策を策定し、又は実施し、地域の実情に沿った活動や事業の取組を期待するものである。
- (4) 民間企業、民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を積極的に県と連携して行うことを期待するものである。
- (5) 県民に対しては、この計画の趣旨を理解し、家庭、地域社会等における活動において自主的に男女共同参画の推進に向けた取組を行うことを期待するものである。

### 3 計画の期間

平成13年度から平成18年度までの6年間とする。

従来、鳥取県女性基本計画の期間は、5年間としてきた。国の男女共同参画基本計画の期間も5年間である。しかし、鳥取県男女共同参画推進条例が施行されて5年後に実施するその見直し(平成17年度以降実施予定)や国の次の男女共同参画基本計画(平成17年度策定予定)の内容も踏まえて次期計画を策定しなければならぬこと及び国勢調査(平成17年実施予定)の情報も活用できることを勘案し、6年間とするものである。

### 4 基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念に則り、次のような社会を目指すことを基本理念とする。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、<sup>(注)</sup>自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(注) 「自立」とは、一般に使われる独り立ち(他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること)の意味のほか、自律(自分の意思や行為において、自然の欲望や権威その他一切の制約や束縛を受けず、自分の理性で自分を処していく態度)という意味も含んだものをいう。以下同じ。

### 5 私たちを取り巻く環境

昭和50年(1975年)の国際婦人年を契機に、21世紀に向けて、国内外において女性を取り巻く環境は著しく変わってきた。

世界では、昭和54年(1979年)に、あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利を確立することを目指し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)が国際連合総会で採択された。

平成7年(1995年)に、第4回世界女性会議が初めてアジア(北京)で開かれた。この会議においては、世界の女性の地位向上とエンパワーメント(よりよい社会を築いていくための責任を持った変革の主体となる力をつけること)を前提とし、重要課題の一つとして初めて女性に対する暴力が取り上げられ、平成12年(2000年)までにこれらの問題解決に向けて国際社会がとるべき戦略目標及び行動計画が示された。

平成12年(2000年)6月にニューヨークの国際連合本部で国際連合特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議で採択された貧困、教育、健康等の分野における女性の地位向上のために取るべき措置を定めた「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討し、さらなる取組が確認された。

国内では、政府が世界の動きに呼応し、女子差別撤廃条約を批准するための諸条件の整備を行い、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号)をはじめとする法制度の整備を進め、昭和60年(1985年)に批准国となった。

また、第4回世界女性会議で採択された行動綱領や平成8年7月に国の男女共同参画審議会から答申された男女共同参画ビジョンを受け、同年12月に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや女性に対する暴力の根絶等を新たな課題として示した「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画 - 」が策定された。

平成10年に政府は、男女共同参画社会基本法案の検討を行った国の男女共同参画審議会から最終の答申を得て、平成11年2月に、男女を問わず個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針、理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした同法案を国会に提出し、同法案は同年6月に可決され、施行された。

平成12年には、国の男女共同参画審議会から、7月に「女性に対する暴力に関する基本的方策について」が、9月に「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 - 21世紀の最重要課題 - 」が答申され、12月に男女共同参画社会基本法制定後初めての国の男女共同参画基本計画が策定され、公表された。

鳥取県では、昭和60年に鳥取県婦人基本計画を定め、その後平成2年度に改定し、現在は第3次鳥取県女性基本計画に至り、男女共同参画の推進を図っている。その間平成8年には、全国に先駆けて人権尊重のための鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)を制定する等の取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的役割分担意識や社会制度、慣行等により、あらゆる分野で重要な意思決定の場への女性の参画機会が少なく、職場や地域、家庭等で男女間の格差や不平等を感じるとの声も多く存在する。

そこで、平成12年12月に、男女共同参画を推進する鳥取県男女共同参画推進条例が議員提案により制定され、男女共同参画の推進に県民を挙げて取り組むこととされた。

## 6 計画の体系

県は、次の3つの基本テーマを掲げ、それぞれ重点目標を設定して男女共同参画の推進を図る。

### (1) 基本テーマ1 女性の人権が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保

個人の尊重と男女平等を実現するためには、ジェンダー(社会的、文化的につくられた性差)に基づく固定的な役割分担意識や行動に現れている性別による差別を払拭する必要がある。

女性に対する暴力や性の商品化等の人権侵害は、根絶されなければならない。

このために、家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる分野において、女性及び男性のそれぞれの人権が尊重される教育の推進、広報、啓発等により人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立を図る。

特にメディアの影響を受けやすい若年層に留意しつつ、女性の人権を尊重する意識や暴力によらない問題解決方法が身につくような教育及び学習の充実を図る。

#### ア 重点目標1 固定的役割分担意識を解消し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革

##### (ア) 現状と施策の方向性

幼児教育の時期から、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、ジェンダーに敏感な視点に立った教育を進める。

「男の子だから、女の子だから」という教育態度を見直すとともに子供がジェンダーにとらわれずに個性を伸ばせるよう、親及び教育者を対象とした教育を充実させる。

日常生活においても、男女一人ひとりが自立した個人としての自覚を持ち、お互いの人権を尊重し、男女平等を確立するよう意識啓発を進める。

性の商品化や暴力の表現が女性の人権を侵害している現状を認識し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行う等、特に児童の権利の保護及び青少年の健全育成に配慮した取組を働きかける。

県をはじめとする公的機関自らが、男女共同参画の視点で公的印刷物等が遵守すべきガイドライン(指針)の策定を行う。

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。また、高度情報通信社会が進展する中で、メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解きできる能力を身につけるための支援をしていく。

すべての人が平等にあらゆる情報を得るためには、情報量に差が生じないよう情報の伝達経路を確保することとし、特に児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある人に配慮する。

(イ) 具体的取組

男女平等理念を啓発・推進する教育システムの確立

男女共同参画の理念を具現化する学習機会の充実

メディアにおける男女の人権尊重

情報を主体的に収集、判断等できる能力を育成する情報教育の推進(法識字の強化)

イ 重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(ア) 現状と施策の方向性

女性に対する暴力とは、女性に対して肉体的、性的又は心理的に障害や苦しみをもたらす行為や脅迫等をいい、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含んだ広範な概念である。

女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会の形成に当たって、早急に克服すべき緊急課題の一つである。

女性に対する暴力は、女性の基本的人権を侵害し、自由を制約するものであり、あらゆる面において被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼす。

近年、ドスメティック・バイオレンス(夫や恋人から受ける暴力)が親から子へと連鎖し、弱い立場にある子供や高齢者への虐待という形で被害女性以外の家族にも深刻な影響を及ぼしており、県の婦人相談所等による相談や緊急一時保護等の対応が増加している。

被害女性には、公的機関等へ相談したり、捜査機関へ届け出たりすることに対する抵抗感があるため事件が潜在化する傾向にあり、被害女性の保護及び救済並びに加害者に対する適正な処罰及び対応に支障を来している状況にある。

性暴力の多くは女性に対して行われるが、社会の風潮は加害者の男性に寛容になりがちで、被害女性に原因を求めたり、プライバシーを暴く等被害女性が2次的性被害にあうこともある。

以上のようなことが、被害を訴えることをためらわせる要因ともなっているため、いつでもどこでも相談できるよう相談員の資質の向上を図る等公的機関の充実を図り、相談機関(警察、裁判所、病院等を含む。)のネットワークを確立していく。同時に加害者に対しても再発防止のための調査研究を行い、カウンセリング等が受けられる体制整備を行う。

また、少年少女が健やかに成長できる環境づくりを目指し、特に、児童買春及び児童ポルノの根絶に向けた取組が必要である。

女性に対する暴力の根絶については、NGO(非政府組織)等の活動も重要な役割を果たしており、これらと連携を図りながら必要な支援を行っていく。

雇用以外の場においてもセクシュアル・ハラスメントを行わない、行わせないという意識を浸透させるために、一層の意識啓発を図る。

(イ) 具体的取組

女性に対する暴力への社会的認識の徹底及び実態把握

被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリングの体制整備

被害者救済支援及び相談等関係機関の連携強化

ドスメティック・バイオレンスの被害者に接する可能性のある職員を対象とした研修の実施

ウ 重点目標3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

(ア) 現状と施策の方向性

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、一生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、新たな視点として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が提唱され、女性の人権に関する問題として認識されるようになってきた。

このリプロダクティブ・ヘルス/ライツの主な課題には、女性自身がいつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠及び出産、更年期の健康管理等が含まれている。しかし、この概念は、社会に浸透しているとはいえない。女性が自分自身の身体や健康に関わることについて、自己決定ができる環境が十分でない状況が、女性の生き方に影響を与え、多様な生き方を阻む大きな要因となっている。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるため、この概念が、高い人権尊重の意識の中で普及し、女性が正しい知識と認識の下で自己決定できるよう施策の推進を図る。

また、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育体制及び相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る。

エイズや性感染症は、女性の健康に甚大な影響をもたらすものであり、正しい知識や認識の普及啓発に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療等対策面の充実を図る。

(イ) 具体的取組

教育機関、医療機関、保健機関等の連携による性と生殖に関する健康と権利に関する認識の確立

生涯を通じた女性の健康管理・保持増進対策の推進

女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

エ 重点目標 4 地球市民としての交流及び連帯

(ア) 現状と施策の方向性

昭和50年(1975年)の国際婦人年以來、国や県における女性問題解決への取組は、国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための国際的動向に連動する形で進められてきた。

近年、ますます政治、経済、文化等の社会のあらゆる分野で地球規模化が進展する中で、県においては、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際的視野に立った取組が必要である。

県内在住の外国人との交流や県及び市町村が行う様々な国際交流及び国際協力事業を通じて、環日本海諸国をはじめとする他の国々の女性問題や男女共同参画推進についてお互いの理解を深めることが大切である。

言葉、習慣、文化等の違いを抱えている外国人女性の中には、夫の暴力等の家庭内の問題や不況による失業等の様々な問題を抱え、相談できる相手もいない人もいる。それらの人達も含め、情報提供及び相談体制の充実を図り、外国人居住者が暮らしやすい環境を整備していく。

地球環境保全のためには、環境問題が日常生活や事業活動と深く関わっていることを正しく認識し、男女が共に生活者及び消費者として視点に立って日常生活を見直し、地球環境への負荷の少ない生活様式の確立に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいくことが必要である。これらの取組を女性の活動分野として固定化することなく、男女が共同して取り組む課題として認識するよう意識向上等に努める。

(イ) 具体的取組

男女共同参画の視点に立った地球環境の保全への意識の向上と推進

男女共同参画の推進に関する環日本海諸国等との交流

外国人居住者が暮らしやすい環境整備

(2) 基本テーマ 2 男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正および整備

「男だから、女だから」という固定的な考え方により、女性の社会における活躍の場や個人の多様な生き方が制限されている状況が見られる。

行政、地域社会等の社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大を図るとともに、制度、慣行等の見直しを進める等、女性の社会参画を促進するための環境整備を図る。

男女共同参画社会において個人が自立して生きるための様々な支援や男女共同参画の視点に立った高齢社会への社会全体の対応が必要である。

## ア 重点目標 1 政策決定等への男女共同参画

## (ア) 現状と施策の方向性

女性の社会参加が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画に対する女性の意識も実際の参画も不十分である。

男性中心で形成されてきた社会のしくみを見直し、女性の意見や考え方をあらゆる分野に反映させることは、女性の能力発揮や地位向上のみならず、男女が共に多様な生き方を選択できる社会づくりにもつながる。

そのため、女性が議会や審議会、自治体等の政策・方針決定の場に参画しやすくするため、行政関係者の意識改革や女性の役職等への登用のための取組を積極的に進める。

このような取組を効果的に進めるため、女性の参画について具体的な目標値を設定する必要がある。また、政策・方針決定過程の透明性を図るとともに、広く県民の意見を反映できるシステムを確立する。

## (イ) 具体的取組

議会への女性の参画を促進するための立候補しやすい条件整備

審議会等への女性の参画

自治体の役職への女性の登用

行政関係者の意識改革

## イ 重点目標 2 男女共同参画の視点に立った社会通念の確立

## (ア) 現状と施策の方向性

男女共同参画社会の実現のためには、自治会、PTA、老人クラブ等の地域の団体、グループ等の活動について、男性中心の運営から脱却し、指導者層への女性の就任を促進し、その意見を団体、グループ等の運営に反映させるよう社会通念を確立し、かつ具体的取組を実践していくことが必要である。そのため、指導者層の意識改革を進める。

他方では、ボランティア、社会福祉活動等の地域における活動については、男性の参画が十分でないため、その促進を図るため、行政や企業等が連携しながら、男性対象の啓発活動、指導者養成等に取り組む必要がある。

なお、このように地域社会の諸活動に参画していくためには、家族が男女共同参画について話し合い、その大切さについて理解し、協力していくことが必要である。

これら社会の制度や慣行等を是正し、男女共同参画の視点に立った社会通念を確立していくため、普及啓発、広報等にメディアの機能を十分活用することができるよう連携を図る。

## (イ) 具体的取組

地域団体等の各種団体の指導者層の意識改革と女性の登用

地域活動への男性の参画促進

啓発のためのメディアの積極的活用

## ウ 重点目標 3 男女共同参画のための自立支援

## (ア) 現状と施策の方向性

男女共同参画社会づくりを進めていく上では、社会を構成する個人一人ひとりが生活のあらゆる面で生涯自立して生きることができる制度や条件が整っていること及び個人の自立意識が確立していることが必要不可欠であるが、実情は、制度や条件及び個人の意識の両面とも、まだ確立されているとはいえない。

幼児から大人に至るまでのすべての人を対象とした生涯学習の充実を図ることにより個人の自立意識の形成及び確立に取り組むとともに、日常生活の自立のための意識啓発及び生涯学習の推進を図る。

家庭においても、夫婦が互いに協力し、子供にも性別に関わりなく役割を担わせる等、家族がそれぞれに男女共同参画について十分理解することが必要である。

一人親家庭について生活の自立と安定を促進するためには、日常生活面の支援を行う等、意識啓発も

含め、社会全体で一人親家庭を支えていくことが求められる。

(イ) 具体的取組

男女共同参画を推進するための生活面及び精神面における自立支援

一人親家庭の自立支援

エ 重点目標 4 男女共同参画の視点に立った高齢社会への対応

(ア) 現状と施策の方向性

高齢社会において、男女共同参画を推進していくためには、高齢者が男女を問わず長年培ってきた豊かな知識、経験、技能等を有効に発揮できる就業の場や社会活動等への参加の機会が確保されていること及び生涯学習により高齢者自身の活動意欲を高めるための機会が充実していることが必要であり、このための生活基盤の確保や生活環境の整備を図る。

また、高齢者の介護については、その負担が要介護者の家族、中でも女性に集中することがないよう男性の介護参加を促すこととともに、在宅介護支援施策等をはじめとした公的サービスの一層の充実及び地域や家族全体で介護者を支える体制づくりが重要である。

高齢人口の3分の2近くを占める高齢女性は、子育てや介護のために就労を中断したことや、労働賃金が低かったことにより、一般に年金の支給額が低額である。また、夫に先立たれたこと等により、一人暮らしである場合も多い。これらの人たちが、生き生きと暮らしていくために、生活支援や精神面での相談等の体制の整備を図る。

(イ) 具体的取組

高齢者の雇用及び社会参加の促進

介護者の支援

高齢女性の生活支援、相談等のための体制整備

(3) 基本テーマ 3 職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

職場進出や様々な社会活動をする女性が増えている。しかし、女性の就業については、雇用機会や待遇等の面で、なお厳しい状況が見られる。

職業生活において、働く女性はその地位を確保するためには、女性はその職業能力を一層高めるとともに、女性の負担となりやすい子育て、介護等の負担を男性が分担したり、社会が支援したりすることが必要である。

農林水産業や商工業等の自営業においては、女性が重要な役割を果たしており、経営に積極的に参加しているにもかかわらず、家族経営であるために適正な報酬や労働条件が確保しにくい状況にある。

従来、女性がその中心的役割を果たしてきた家庭生活や地域社会への男性の参画促進は、女性に偏っている負担を軽減するとともに、女性だけでなく男性にとっても多様な生き方を可能にする。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が家庭生活と労働生活や地域活動等を両立させ、職場、家庭及び地域において調和のとれた生活を送ることが必要である。

そのために、女性も男性も一人ひとりが自分の生活様式にあった多様な生き方や活動を選択できる環境づくりを進める。

ア 重点目標 1 男女平等な雇用環境の整備と職業能力開発

(ア) 現状と施策の方向性

昭和60年の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律施行以降、女性の働く環境は徐々に整備されてきた。

しかし、女性の採用の状況は厳しく、昇進の面でも登用が少ない状態が依然として続いており、職場における女性の不平等感、今なお強い。

平成9年に改正され、募集、採用、配置、昇進等における男女均等について規定した、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)の一層の定着を図ると共に、フレックスタイム制等の男女が共に家庭と仕事が両立できる多様な勤務時間制度及び再雇用制

度の積極的な導入並びに年齢に関わりなく能力を評価する制度の導入について、企業への普及啓発を推進する。

あわせて、女性が役職に積極的に登用されるよう、自己評価の実施を含め企業に対する働きかけを行う。

産業構造の転換や技術革新が進む中で、女性があらゆる分野に進出し、その能力を発揮するためには、常に新しい知識や技術の習得が求められる。しかし、現実には女性の職域に偏りが見られるため、職業経験において不利な状況に置かれている。

新しい事業に取り組もうとする女性も増えているが、女性は起業に当たっての技術情報の習得や資金確保等において不利な状況に置かれているため、起業を志す女性を支援していく。

女性に対する職場のセクシュアル・ハラスメントは、解雇、昇進差別等の直接的な不利益につながるだけでなく、女性の就業意欲の低下や能力発揮の妨げにもなる。企業等に対して、セクシュアル・ハラスメントが人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう働きかける。

(イ) 具体的取組

雇用の平等に取り組む企業の育成及び経営者の意識改革

職業意識の育成と職業能力開発の推進

起業家を目指す女性への支援

雇用の平等を実現する積極的改善措置の推進

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

男女共同参画社会の実現のための社会負担の合意の形成

企業における家庭と仕事の両立支援に向けた取組の推進

イ 重点目標 2 農林水産業、商工業等の自営業におけるパートナーシップの確立

(ア) 現状と施策の方向性

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきた。しかし、経営や事業運営の方針決定等は男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が正しく認識され、評価されてはいない。

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の果たしている役割に対する適正な評価と働きに応じた所得や報酬の確保による資産の形成等を図るためには、男性の意識改革が必要である。

また、農林水産業、商工業等の自営業は家族経営が多く、生産や経営が生活と密接不可分であることから、労働時間や休日の確保等の就業条件の整備を図ることにより、誰もが充実感を持って働ける環境づくりを進める。

このため、家族員相互の取り決めとしての家族経営協定の締結について、その普及に努める。

さらに、生産組織や組合の委員や役員として方針決定の過程へ参画する女性は依然として少ないため、女性自身の参画意識を高めるとともに、男性を含めた地域の意識改革や女性の能力の向上等を図りながら、方針決定の過程への女性の参画を進めていく。

都市と農山漁村との交流、地域の文化の伝承と創造、農産物の加工及び直売等による農山漁村の地域活性化に女性が大きく貢献している。これらの活動を更に促進していくためには女性だけでなく、男性も共に積極的に参画していくことが大切である。

そのために、男女が快適に働き、自由時間を持ち、広域的なネットワークづくりや地域間交流で広い視野を養えるような環境づくりを進める。

(イ) 具体的取組

女性の労働に対する適正評価と方針決定過程への参画促進

女性の経済的地位と能力の向上

地域間交流等における男女共同参画の促進

ウ 重点目標 3 家庭生活及び地域社会への男女共同参画の促進

## (ア) 現状と施策の方向性

女性が男性と共に職場へ参画していくためには、家事、子育て、介護等の家庭責任を男女が共に担うことが必要であるが、現実には男性が家事労働に従事する時間は極めて短く、家事、子育て、介護等や地域における活動等は、女性が主に担っている状況にある。

これらの活動等に男性も携わり、男女が共に豊かな生活ができる生活様式への転換や意識改革及び生涯学習としての男女共同参画啓発学習が必要である。

地域活動やボランティア活動の主体となっているのは女性であって、多くの男性は地域社会とのつながりが希薄である。そのため、男女が共同してボランティアや環境問題への取組を行い、子供や高齢者を含めた地域の人々との交流や連携を図りながら、生活に密着した課題を解決し、活動を活性化していくことが必要である。

男女が共に無償労働と有償労働をバランスよく担えるような社会へ向けての条件整備のために、女性が主に担っている家事、子育て、介護等の無償労働について認識を深め、その経済的及び社会的な貢献と役割が公平に扱われるよう啓発を進める。

男女が暮らしやすい家庭生活や地域社会にしていくためには、例えば人が多く集まる場所に託児施設を設ける等男女共同参画に配慮したまちづくりを行う等、あらゆるニーズにあった社会基盤整備を進める。

## (イ) 具体的取組

家事、子育て等の家庭生活への男女共同参画の促進

地域活動、ボランティア活動等の地域社会への男女共同参画の促進

ボランティア活動等への参画促進のための環境整備

男女が共に無償労働と有償労働とをバランスよく担うことができる環境整備

男女共同参画に配慮したまちづくり等の社会基盤の整備

## エ 重点目標 4 家庭と他の活動の両立及び多様な生き方支援

## (ア) 現状と施策の方向性

わが国は、平成7年(1995年)に家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し、その過程で育児・介護休業に関する法律及び制度の整備も進められてきた。

しかし、実際には、育児・介護休業に関する規定が就業規則に明記されていない事業所があることや、休業取得者の大半が女性であるという実態から、今後も育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の趣旨の浸透を図る必要がある。

働く男女が安心して子供を持ち、育てられるよう育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備や男女共に家庭と仕事が両立できるような多様な勤務時間制度の導入や促進を行う等子育てや家族の介護を行い、家族としての責任を果たしながら働き続けることのできる環境づくりを進める。

特に、男性の子育て等への参画を積極的に進めるために、行政のみならず企業等においても、男性が短時間勤務、育児休業等を取りやすい環境を整備する等さらに積極的に取り組む。

家庭や地域における男女共同参画を進めるために、男性がこれまでの仕事中心の生活を見直し、家事、子育て、介護等へ積極的に参画できるよう支援するとともに、労働時間の短縮のための啓発活動等を推進することにより、家庭・地域生活と職業生活の両立が図られ、多様な生き方が選択できる社会環境づくりを進める。

少子・高齢化が進むとともに核家族化が進行している中で、子供を健やかに育てるために、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に努めるとともに、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等子育てを社会的に支援していく施策を推進していく。

出産期に離職し、子育てを終えた段階で再就職を希望する女性が多くいる。職業生活を中断した女性がそれぞれの適性にあった職に就くために、相談指導や適切な再就職情報の提供等、再就職のための支援施策の充実を図る。

また、多くの女性が家事労働と両立できる働き方を選択せざるを得ない中で、パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等就業形態の多様化が進んでいる。パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等に従事する女性等が不安定な労働条件とならないよう今後も関連法の趣旨の浸透や相談等の支援を行う。

(イ) 具体的取組

- 職場等における仕事と家庭の両立支援
- 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 家庭、地域等における子育て支援対策の充実
- 再就職希望者に対する援助の充実
- 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

7 推進体制

この計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるためには、県庁全体で推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理を行うとともに、市町村、民間団体、女性団体及び県民との連携を一層強化する必要がある。

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の周知を図るとともに次のような推進体制を整備する。

(1) 審議会の設置

県は、次の事務を行うため、関係機関団体や有職者から構成される鳥取県男女共同参画審議会を設置する。当該審議会の委員の選考については、あらゆる分野の県民の意見が反映されるようバランスを考慮する。

- ア 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議
- イ 男女共同参画の推進に関する施策等の建議
- ウ 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の評価

(2) 県における推進体制の充実・強化

県における各種施策は、以下のとおり実施する。

- ア 県は、計画を実効性あるものにするため、毎年、具体的な事業実施状況を取りまとめて進捗状況を把握し、成果等の検討と評価を行い、その結果を公表する等の進行管理を行う。
- イ 県は、この計画を推進する各分野の施策の企画及び実施の総合性及び計画性を確保しながら県庁全体で取り組む。
- ウ 県庁内の関係課が連携を図りながら、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図る。

(3) 市町村の推進体制の整備促進

計画の推進に当たっては、住民の生活に密着した市町村において地域の実情や特性にあった取組が行われることが必要である。

そのため、市町村に対しては、独自の男女共同参画計画を策定できるように情報提供等を行うことにより推進体制の整備の促進を支援するとともに連携を図る。

(4) 関係機関、民間団体等との連携強化

この計画を効果的に推進するために、行政機関はもとより関係機関、団体、企業等との連携・協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた取組を行っている団体等の活動や連携を促進する。

(5) 鳥取県男女共同参画センターの整備

男女共同参画社会の実現を目指す県民活動の拠点としての鳥取県男女共同参画センターにおいては、その設置目的に基づき、情報の収集及び提供、学習及び交流、相談の場の提供等その機能を十分発揮し、男女共同参画を推進していくため、時代の要請に即応する実効性ある様々な事業を展開していく。

(6) 苦情処理体制の整備

男女共同参画に関する施策に対する苦情及び男女共同参画を阻害すると認められる事由についての申出を受ける男女共同参画推進員を設置し、簡易迅速に処理する。

(7) 職員研修の充実

男女共同参画社会の実現を図るため、県職員をはじめ市町村職員、団体職員等を対象とした男女共同参画社会実現に向けた理解と関心を深めるための研修の充実を図る。

( 8 ) 県民への期待

県民一人ひとりが、計画の目指す男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向け家庭、職場、地域等のあらゆる場を通じて、主体的かつ積極的に取り組むことを期待する。

